



はじめに

浄化槽を知っていますか？

浄化槽は、皆さんがお家で使った後の汚れた水をご家庭ごとに処理してキレイにする小さな下水処理場です。

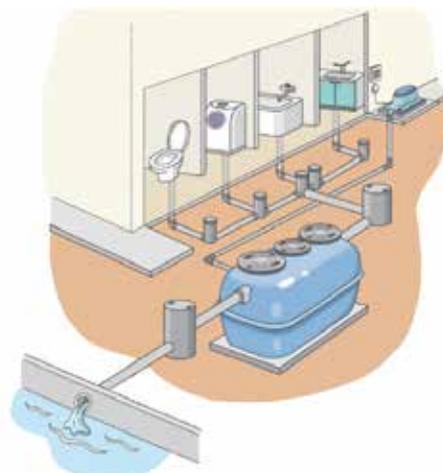
浄化槽は、皆さんのお家の駐車場などに埋められ、下水道と同等の処理能力で、皆さんの身近な水環境を守っています。

また、施工期間が1週間程度と短いためすぐに使用でき、耐震性に優れているため、地震等の災害に強いなどの特長を持っています。

浄化槽からキレイな水を出し続けるためには、適正な施工と適正な管理が必要です。

一般財団法人福岡県浄化槽協会は、福岡県から指定を受けた指定検査機関として、浄化槽の法定検査を行っています。

これからも「ふくおかの水環境保全」に貢献し続けてまいります。



基本理念

～美しい水環境の創造へ～

一般財団法人福岡県浄化槽協会は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、県民の保健と福祉に寄与することを目的に設立された趣旨を基本として、事業活動を通じて積極的に水環境問題に取り組み、環境調和社会の構築実現に貢献していくと共に、指定検査機関としての社会的責務と公共的使命を自覚し、公明かつ公正に行動します。

基本方針

1. 水環境保全の普及啓発

基本理念を実現し、健全な水環境の向上に努めます。

2. 地域社会との共生

健康で豊かな生活を目指す地域の水環境保護のため積極的に活動します。

3. 循環型社会に貢献する情報発信基地

浄化槽に関する最新の知見や情報を提供します。

4. 社会に必要とされる人材の育成

優れた人材を育成し、すばらしい水環境を次世代に引き継ぎます。

5. 社会のニーズに応える技術の提供

時代の変化に対応する浄化槽技術の研鑽に努め社会の信頼確保を図ります。

主な事業内容

1. 浄化槽管理者等に対する浄化槽の正しい知識の普及啓発に関すること
2. 浄化槽法第7条及び第11条に規定する浄化槽の検査に関すること
(浄化槽法第57条に規定する指定検査機関)
(北九州市及び大牟田市を除く)
3. 浄化槽放流水の水質検査に関すること
(計量法第107条に規定する計量証明事業所)
4. 浄化槽の製造、施工、保守点検及び清掃に関する講習会、研修に関すること
5. 浄化槽に関する調査研究及び技術指導に関すること
6. 浄化槽の機能保証制度に関すること
7. 環境改善に関する調査研究、技術指導、普及啓発等に関すること



筑前海



遠賀川



有明海



柳川

浄化槽の法定検査

浄化槽法第57条に基づき
福岡県知事が指定した指定検査機関として
実施しています。

浄化槽の検査には、浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に受けなければならない浄化槽法第7条に基づく検査と、その後毎年1回受けなければならない同法第11条に基づく検査があります。

現場検査のようす

浄化槽の機能に問題がないかなどを、国が定めたガイドラインに基づき浄化槽が設置されている現場で検査します。(装置の状況、消毒の状況、放流水質の状況など)



水質検査のようす

浄化槽放流水は検査センターの水質検査室で検査します。(生物化学的酸素要求量、水素イオン濃度、残留塩素濃度、透視度など)

検査センターには、日々たくさんの検体が搬入されるため、これらの検体を正確かつ効率的に測定できる分析装置を整備しています。

また、検査の信頼性を担保するため、現場検査や水質検査に従事する職員に対しては、様々な研修を実施し、技術研鑽に努めています。



美しい水環境の創造へ

事務局・福岡検査センター

糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7
TEL (092)947-1800
FAX (092)947-3636



筑後検査センター

久留米市宮ノ陣3-2-38
TEL (0942)46-1900
FAX (0942)46-1901



筑豊検査センター

田川市大字夏吉422-7
TEL (0947)45-6102
FAX (0947)45-4607



<http://www.fjkyo.or.jp>

地域社会への貢献

現在、私達を取り巻く環境は大きく変化しています。
福岡の豊かな水環境を次世代へ引き継ぐため、様々な取り組みを行っています。

エコアクション21への参加

環境省が推奨しているエコアクション21を活用し、環境に配慮した事業経営に取り組んでいます。



SDGsの実現に向けた取組

国連が掲げたSDGsの活動に取り組んでいます。
SDGsに関する勉強会を定期的に行い、協会事業との繋がりを確認しながら、一人一人ができることを考えています。



地球環境問題への貢献

環境省では、既存の浄化槽を対象に最新型の高効率機器への改修や省エネ型浄化槽への交換の費用に対する補助制度を設けており、この補助金交付申請書の受付窓口となっています。



地域貢献活動

環境活動の一環として、年2回、事務所周辺の道路の清掃活動を実施しています。



普及啓発

下水道と同等の処理能力を持つ浄化槽を正しく知ってもらうため、様々な普及啓発を行っています。

浄化槽シンポジウム福岡



地方行政の政策決定に携わる方をはじめ、広く県民を対象に、浄化槽の有益性に関する情報を発信しています。

適正管理推進キャンペーン



浄化槽整備区域にある商業施設にブースを設け、浄化槽の適正管理(保守点検・清掃・法定検査)の啓発を行っています。

出前講座



小学校の授業などで、汚水の処理方法や汚水をできるだけ出さない工夫について学んでもらっています。

浄化槽ポスターコンクール



浄化槽を身近なものとして理解してもらうために、県内小学生から啓発用原画を募集しています。

環境フェア



市町村主催の環境フェアに参加してブースを設け、浄化槽をPRしています。

広告事業



浄化槽を正しく知ってもらうための取組として、様々な媒体を活用した広告を行っています。

調査・研究

浄化槽に関する豊富な知識とデータを基に、調査研究や技術支援を行っています。

浄化槽の法定検査等から得られた知識を基に、浄化槽に関連する調査研究や関係事業者に対する技術支援を行っています。

水質改善事例集の作成

当協会では平成25年度から、浄化槽の処理機能が低下した原因を調査しています。
調査で得られた情報をはじめ、浄化槽の維持管理に役立つ情報をまとめた水質改善事例集を発行し、関係事業者の方々に活用していただいています。
(HPにも掲載)



調査研究成果の発表

公益財団法人日本環境整備教育センター主催の「全国浄化槽技術研究集会」や「九州地区浄化槽検査員研修会」などの場を活用し、調査研究の成果を発表しています。



全国浄化槽技術研究集会



九州地区浄化槽検査員研修会

福岡県浄化槽法施行細則に基づく水質検査

51人槽以上の浄化槽放流水の水質検査を行っています。

福岡県浄化槽法施行細則第10条に基づく水質検査は、生活環境の保全・公衆衛生の向上を目的として、福岡県が定めた水質検査です。

定期的に水質検査を実施することで、浄化槽の処理状況を確認できます。

10条検査の検査項目

検査項目	検査項目の意味	検査の目的
BOD(生物化学的酸素要求量)	放流水の汚れの度合	浄化槽の処理性能の確認
pH(水素イオン濃度)	酸性(pH<7)アルカリ性(pH>7)を教す指標	浄化の進行度合の確認 異物混入の確認
SS(懸濁物質)	水中に浮遊又は懸濁している物質の濃度	放流水の沈降分離状況の確認
透視度	放流水の透明度	放流水の汚れの大きな判断
アンモニア性窒素	水中のアンモニア態の窒素の濃度	浄化の進行度合の確認
塩化物イオン濃度	放流水中の塩化物イオン濃度	単独浄化槽に適用 希釈水量の確認、BOD除去率の算定
亜硝酸性窒素 硝酸性窒素(501人槽以上のみ)	水中の亜硝酸性窒素(硝酸性窒素)の濃度	浄化の進行度合の確認

検査の回数
■ 51人～500人槽………4回/年以上
■ 501人槽以上………12回/年以上
※検査回数のうち1回は、11条検査に振り替えることができる。

高精度で効率的な分析機器の導入

計量証明事業所として福岡県の登録を受け、JIS K 0102(工場排水試験法)に基づき、正確な検査を日々行っています。
また、全窒素・全りんなどの微量分析についても、正確かつ迅速に実施できる自動分析装置を導入しています。

